

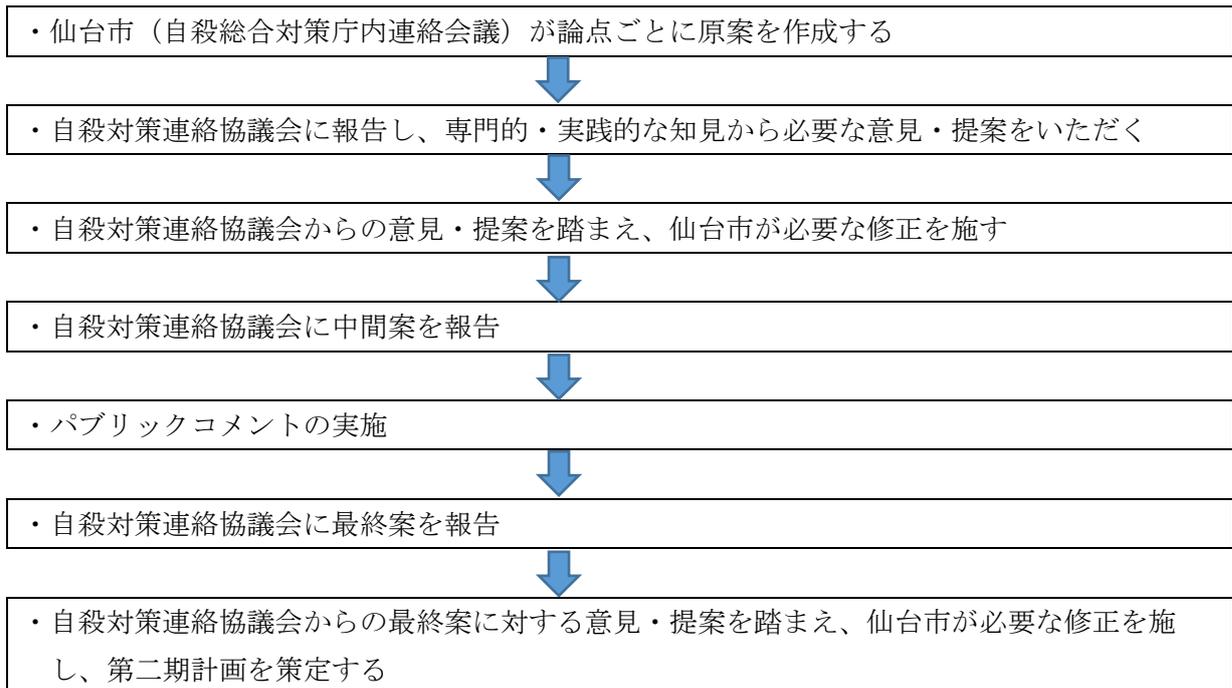
第二期仙台市自殺対策計画について

1 背景

- ・平成28年に自殺対策基本法が改正され、全市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられた。本市では、平成31年3月に「仙台市自殺対策計画」を策定した（計画期間は、令和元年度から令和5年度まで）。
- ・令和5年度が第一期計画の最終年度となることから、これまでの取組みを総括し、第二期計画（計画期間は、令和6年度から令和10年度まで）を策定する必要がある。
- ・策定にあたっては、本市の自死の傾向のほか、国が定める自殺総合対策大綱（令和4年10月改訂）を踏まえる。大綱では、①「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、②「女性に対する支援の強化」、③「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などが新たに取り組むべき施策として位置付けられている。

2 第二期計画の策定について

(1) 手順



(2) 令和5年度の開催スケジュール

時 期	会 議	検討内容
令和5年8月	自殺対策連絡協議会①	各論①
令和5年9月	自殺対策連絡協議会②	各論②
令和5年11月	自殺対策連絡協議会③	第二期計画中間案について
令和6年3月	自殺対策連絡協議会④	第二期計画最終案について

※令和5年12月にパブリックコメントを実施し、広く市民に意見を求める。